

三島市に指定更新申請予定の  
みなし指定事業所 管理者様

三島市社会福祉部長寿介護課長

介護予防・日常生活支援総合事業の法人の定款への記載について（通知）

秋涼の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から当市の介護保険行政・高齢者福祉行政の推進につきまして格別なるご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 10 月 13 日に実施の事業者説明会にてお伝えしましたように、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の実施にあたっては、法人の定款に総合事業の記載が必要になります。更新申請の審査にて、適切に記載されているかを確認いたしますので、下記に沿ってご準備をお願いいたします。

記

1 定款への記載方法

次の例を参考に、総合事業を事業目的に位置付けてください。

【例】 訪問型サービスを実施する場合 「介護保険法に基づく第 1 号訪問事業」

通所型サービスを実施する場合 「介護保険法に基づく第 1 号通所事業」

※介護保険法（別紙）で使用されている用語にて記載していただくことが適当であると  
考えますので、それ以外の用語を使用している場合は、根拠をお尋ねします。

2 社会福祉法人の場合

第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」、「老人デイサービス事業」、「老人デイサービスセンター」という社会福祉法の名称で定款に記載している場合は、総合事業の内容が含まれるため、定款の変更は必要ありません。

「老人居宅介護等事業」 ⇒ 「第 1 号訪問事業」を含む

「老人デイサービス事業」または「老人デイサービスセンター」 ⇒ 「第 1 号通所事業」を含む

3 その他

- ・「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は平成 30 年 3 月末で終了しますが、それまでは事業を実施する可能性があるため、定款から削除しないでください。
- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人におかれましては、定款の変更前に、必ず所管官庁に確認・相談をお願いいたします。

三島市社会福祉部長寿介護課

電 話 055-983-2759

F A X 055-975-3456

E-mail kaigo@city.mishima.shizuoka.jp

## 介護保険法（抜粋）

**第百十五条の四十五** 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

- 一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）
  - イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業（以下この項において「第一号訪問事業」という。）
  - ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第一号通所事業」という。）
  - ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業（二において「第一号生活支援事業」という。）
- 二 居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）